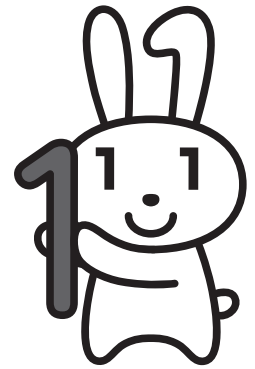


マイナンバーの「通知カード」は、住民票の住所に送られます!!



愛称：マイナちゃん

◇ご注意いただきたいこと

- ・平成27年10月以降、**住民票の住所に世帯ごと**、マイナンバーの「通知カード」が送られます。
- ・住民票を有する全ての人に、1人1つの番号(12桁)が通知されます。
 - ①通知カードを確実にお受け取りいただくために、住民票の住所と異なるところに
お住まいの人は、お住まいの市町村へ住民票を異動するなどして注意してください。
 - ②通知カードは、簡易書留で届きます。簡易書留の中身を必ず確認しましょう!
大切な書類です。まちがって捨てないように注意してください。
 - ③マイナンバーは一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更
されませんので、通知カードを無くしたりしないように大切に保管してください。

◇通知カードが届いたら

- ・上記の②で届く簡易書留の中には、通知カードと一緒に「**個人番号カード**」の**交付申請書と返信用封筒**が入っています。
- ・個人番号カードは、申請された人のみが交付されるカードで、通知カードと引き換えに交付されます。初回のカード発行手数料は無料です。
- ・個人番号カードの取得を希望される人は、交付申請書に署名または押印をし、顔写真を貼付のうえ、返信用封筒に入れて返送します。
- ・申請した個人番号カードは、平成28年1月以降、町役場窓口に来庁していただき、顔写真確認などの本人確認のうえ、交付します。

◇平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要となります。

マイナンバーは国の行政機関や地方自治体などにおいて、法令で定められた社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

社会保障関係の手続	税務関係の手続	災害対策
◎社会保障分野の手続で、申請書等に記載 ・福祉分野の給付 ・年金の資格取得や給付 ・医療保険の給付の請求 ・雇用保険の資格取得や給付 ・ハローワークの事務 など	◎各種届出書に記載 ・確定申告書 ・法定調書 ・給与支払報告書 ・その他税務署、都道府県、市町村に提出する申告書 など	◎防災・災害対策に関する事務 ・被災者台帳の作成事務 など

